

# 平成28年度 住民懇談会(秋) 主な内容



11月4日から10日にかけて、住民懇談会が6会場で開催されました。村からの説明を行った後に、地域で抱える問題点や要望などが出されました。各地区での主なご意見・要望をお知らせします。

## 【トママコミュニティセンター】

○交通アクセス整備について、富良野への高校生の通学以外の部活(土日曜日)などで接続の便がなく不便を感じている。トママ線は日曜日が運休のため、富良野方面に行けない。移住促進のことも考えていけば、日曜日に一本も便がないのはどうか。

○今回の台風被害について、情報の周知方法・災害対応・ハザードマップの見直しなど考えていく必要があるのではないかと。

○歯医者にかかるとき、予約がいつばいで次の予約もとれない状況にある。トママは週1回だが、中央の歯科診療所の状況にもよるが、もう1日診療を増やしてほしい。

## 【双珠別住民センター】

○日勝峠の不通で通行車両も多く、車がスビードを出してくるため、時々警察に取り締まりしてもらいたい。

## 【川添団地集会所】

○Uターンする車輛の対策について、なるべく早く対応してほしい。  
○村びと交通について、利用者は大変助かっている。登録していない人もいるので呼びかけてもらいたい。また、なくすことのないよう強く要望します。  
○公衆トイレの和式を洋式にしてほしい。

## 【美園地区集会所】

○住宅の周りが夏でも水がたまっている状態なので砂利などを入れてもらいたい。  
○猫を外に放し飼いにしている。人の迷惑にならないように責任を持ってほしい。

## 【コミュニティプラザ】

○避難路について住民に周知すべき。また看板もつけるべきではないか。

○災害対応について、広報車は雨の中では聞こえない。もっとよい方法はないか。避難訓練のアンケートの意見だけでは検証にならないし、行政はもっと積極的に検証すべきだと思う。

○メール配信サービスは良い方法だと思う。回覧だけでは理解できないため、もっと大学などの高齢者が集まる機会で説明や登録を促してほしい。

## 【占冠地域交流館】

○熊出没や災害時の情報伝達について、公的な連絡方法を考えてほしい。

○災害時に地域交流館に避難して孤立したりしないか。動ける人はみんな別の所に行ってしまうため、残るのは女の人しかいなくなるので不安がある。

○除雪してもらってありがたいが、国道歩道の部分ももう少し除雪してほしい。カブの所で残った雪が冷えて固まり転倒した人もいるので、余裕のある時に削ってほしい。

## 1月1日は 固定資産税・個人住民税の賦課期日となる基準日です

固定資産税は、基準日である1月1日に土地、家屋、償却資産（これらを称して「固定資産」といいます。）の所有者に課税されます。固定資産の所有に変更がある場合や、家屋の新築・増築・取り壊しなどがありましたらご連絡ください。

なお、償却資産（事業用資産）の所有者は地方税法の規定により申告が必要です。平成28年中の異動を申告するための書類を発送しますので、**平成29年1月31日までに提出をお願いします。**

また、eL TAX（エルタックス）での申告も受け付けていますのでご利用ください。

※eL TAXとは、インターネットを利用して地方税の手続きを行うシステムのことです。

詳しくは、一般社団法人 地方税電子化協議会のホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

平成29年度の個人住民税は、平成28年1月1日～12月31日の収入に対して、平成29年1月1日現在の住所地で課税されます。

なお、占冠村に住民登録がない場合でも、居住実態があれば占冠村で課税されます。

そのため、1月2日以降に他の市町村に転居した場合でもその年度分は、占冠村に納付することになります。

※個人住民税は、市町村民税と道府県民税の総称です。

### ◆税に関するお問い合わせ

総務課税務担当 電話 56-2125

## 富良野税務署からのお知らせ

### 事業者の皆様へ 源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ

納期の特例の適用を受けた方の、7月から12月までに源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてきました。期限までの納付をお願いします。

納付期限 平成29年1月20日（金）

◎ 納付手続きには、下記の方法があります。

- 1 最寄りの金融機関（郵便局・銀行などの日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の窓口で納付する方法（現金に納付書を添えて、納付して下さい。）
- 2 ダイレクト納付等を利用して電子納税する方法（ご利用には、事前に税務署へ届け出が必要です。）  
電子納税は自宅に居ながらにして国税の納付手続が可能となることから、金融機関の窓口まで出向かなければならない、あるいは窓口の受付時間内しか納付できないなどの場所・時間的な制約がなくなるというメリットがあります。

お問い合わせ：富良野税務署  
電話 0167-22-2144